

# 介護予防支援契約書

(以下、「利用者」といいます。)と西神南あんしんすこやかセンター(以下、「事業者」といいます。)は、事業者が利用者に対して行う介護予防支援について次のとおり契約します。

## 第1条 (契約の目的)

事業者は、介護保険に関する法令の趣旨及びこの契約書に従い、公正中立な立場から、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者に対し介護予防サービス計画を作成するとともに、介護予防サービス等の提供が確保されるよう介護予防サービス提供事業者・その他の事業者・関連機関との連絡調整その他便宜の提供を図ります。

## 第2条 (契約期間)

- 1 この契約の有効期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日(利用者の要支援認定の有効期間が満了する日)までとします。
- 2 契約期間の満了10日前までに、利用者から契約終了の申出がない場合には、この契約は次の要支援認定の有効期間が満了する日まで自動更新することとします。

## 第3条 (保健師等の職員)

事業者は、保健師等の職員(神戸市指定介護予防支援業務従事者、以下「従事者」という。)を利用者の介護予防支援サービスの担当者として任命し、その選定又は交代を行った場合は、利用者にもその氏名を文書で通知します。

## 第4条 (介護予防サービス計画の作成等)

事業者は次に定める事項に従事者に担当させ、利用者が介護予防サービスを適切に利用することができるように、利用者の依頼を受け、利用者の心身の状況、置かれている環境並びに利用者及び利用者の家族の希望等を勘案し、介護予防サービス計画の作成等を行います。

ただし、事業者からの委託により、えがおの窓口(受託指定居宅介護支援事業者)の介護支援専門員が(1)～(3)及び(5)(6)の一部を行います。

- (1) 介護予防サービス計画の作成
- (2) 介護予防サービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供
- (3) サービスの実施状況の把握及び介護予防サービス計画等の評価
- (4) 給付管理
- (5) 介護サービス等に関する相談・説明
- (6) その他別紙に掲げる事項

#### 第5条（介護予防サービス計画の変更）

事業者が介護予防サービス計画の変更を必要と判断した場合、又は利用者が介護予防サービス計画の変更を希望した場合には、事業者は、利用者の意見を尊重するとともに、事業者と利用者の双方の合意をもって介護予防サービス計画を変更することとします。

#### 第6条（要介護認定または要支援認定（以下「要介護認定等」という。）にかかる申請の援助）

- 1 事業者は、利用者の申し出により、新規申請・更新申請及び申請の為の被保険者証の再発行申請など全ての要介護認定等の申請代行を行います。
- 2 利用者は申し出により、いつでも前項の依頼を解除することができます。

#### 第7条（サービス提供の実施記録等）

- 1 事業者は、介護予防支援の提供に関する記録を作成することとし、これを第2条第1項に定める有効期間が満了する日から2年間保管します。
- 2 利用者は、前項の記録を閲覧することができるとともに、その複写物の交付を受けることができます。
- 3 事業者は、この契約の終了に伴い、利用者から申出があった場合には、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書面を作成し利用者に交付します。

#### 第8条（料金）

この契約書に基づき、事業者が提供する介護予防支援等に関する料金は別紙のとおりです。

#### 第9条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して、この契約の解約を希望する日の10日前までに解約を申し入れることにより、利用者が希望する日をもってこの契約を解約することができます。ただし、利用者は事業者に対して、この契約の解約を申し入れ、別紙に定める解約料を支払うことにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- 2 利用者は、前項の規定にかかわらず、この契約を継続しがたい正当な理由がある場合には、別紙に定める解約料を支払うことなく、直ちにこの契約を解約することができます。
- 3 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対して、契約終了日の10日前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の事業者に関する情報を利用者に提供します。
- 4 事業者は、利用者又はその家族等が従事者に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。
- 5 次の各号のいずれかに該当した場合には、この契約は、当該各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める日をもって自動的に終了します。

##### （1）利用者の要介護認定区分が自立（非該当）または要介護1～5と認定された場合

この契約の有効期間の満了日（当該自立（非該当）または要介護1～5の認定が直前の要介護認定にかかるこの契約の有効期間の満了日後に行われた場合にあつては、当該自立または要介護1～5と認定された日）

(2) 利用者が死亡し、又は身体障害者療護施設へ入所する等介護保険の被保険者としての資格を喪失した場合

当該資格を喪失した日

6 事業者は、この契約の終了に伴い利用者が希望する場合には、利用者が指定する事業者等への関係記録の（写し）の引継ぎ、介護保険外サービスの利用にかかる市町村への連絡等の連絡調整を行うものとします。

#### 第10条（秘密保持）

1 事業者、従事者及び事業者の使用する者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命、身体等に危険がある場合などの正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

3 事業者は、利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

#### 第11条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

#### 第12条（苦情対応）

1 事業者は、提供した介護予防支援に苦情がある場合又は事業者が作成した介護予防サービス計画に基づいて提供された介護予防サービスに関する苦情の申立て及び相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応を行います。

2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにします。

#### 第13条（身分証携行義務）

従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

#### 第14条（信義誠実の原則）

1 利用者と事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、介護保険に関する法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

#### 第15条（裁判管轄）

利用者と事業者は、この契約に関して、訴訟の必要が生じた場合には、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

平成 年 月 日

利用者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話 \_\_\_\_\_

上記代理人（代理人を選定した場合）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話 \_\_\_\_\_

私は、本人の契約意思を確認しました。

（立会人）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話 \_\_\_\_\_

指定介護予防支援事業者  
（地域包括支援センター）

住所 神戸市西区井吹台東町1丁目1番地

名称 西神南あんしんすこやかセンター 印

電話 (078) - 990 - 4165

(契約書別紙1)

1 担当する職員

氏名

電話番号 078-990-4165

2 第4条第6号に規定するその他のサービス内容について

- (1) 事業者は、介護予防サービス計画の作成(変更)時及び利用者が、サービスを利用する際に必要と判断した場合は、利用者の同意のうえ関連する医療機関、利用者の主治医との連携を図ります。
- (2) 事業者は、利用者がサービスを利用する際に、その財産管理や権利擁護について問題が発生した場合には、利用者等の依頼に基づき、関連機関への連絡を行います。

3 料金について

- (1) 事業者が行う介護予防支援に対しては、利用者の負担はございません。ただし、介護保険適用の場合においても、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合はいったん1か月あたりについて下記の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。

介護予防支援費	4,661円(1ヶ月)
初回加算 ※	3,252円(1ヶ月)
介護予防小規模多機能連携加算	3,252円(1ヶ月)

※初回加算

新規に介護予防サービス計画を作成した場合、介護予防支援費に加算されます。

(サービス提供証明書を西区役所の窓口へ提出しますと、後日、払戻しとなる場合があります。)

(解約料)

- (2) 契約書本文第9条第1項ただし書の解約の申出により、直ちに契約を終了する場合は¥7,913の解約料をいただきます。

(交通費)

- (3) 通常のサービス提供の実施地域を超える地域に訪問し、又は出張する必要がある場合には、その旅費(実費)に対する支払が必要になります。 実費負担

(申請代行料)

- (4) 要介護認定等の申請代行にかかる費用については無料とします。

(サービス提供実施記録等の複写料等の費用)

- (5) サービス提供の実施記録等の複写料

実費負担

(契約書別紙2) - 要介護認定前に介護予防支援の提供が行われる場合の特例事項

1 介護予防支援について

- (1) 要介護認定までに、利用者が介護予防サービスの提供を希望する場合には、この契約の締結の日から10日以内に介護予防サービス計画を作成し、利用者にとって必要な介護予防サービス提供のための支援を行います。
- (2) (1)の場合において、事業者は、介護予防サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置付けることのないよう配慮しながら計画の作成に努めます。
- (3) 事業者は、(2)により作成した介護予防サービス計画について、要介護認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な介護予防サービス計画の見直しを行います。

2 要介護認定後の契約の継続について

- (1) 事業者は、要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。この際に、利用者から解約の申入れがあった場合には、契約書本文第2条第1項の規定にかかわらず、この契約は終了し、同9条第1項の規定にかかわらず、解約料はいただきません。
- (2) (1)の意思確認により、利用者から解約の申入れがない場合には、この契約書別紙2に定める内容は終了します。

3 注意事項

- (1) 要介護認定の結果、自立(非該当)となった場合には、要介護認定前に提供された介護予防サービスに関する利用料は、原則的に利用者が負担することとなります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者において負担することとなります。

## 介護予防支援契約における個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

### 記

#### 1 使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、私の介護予防サービス計画に基づき、介護予防サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合

#### 2 使用にあたっての条件

①個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

②事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

#### 3 個人情報の内容

・氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が介護予防支援を行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報

・認定調査票（82項目及び特記事項）、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）

・その他の情報

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

平成 年 月 日

指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）

西神南あんしんすこやかセンター

利用者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

上記代理人（代理人を選定した場合）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

利用者家族代表

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印